

令和3年度 多摩市文化芸術方針検討委員会 第7回 要点録

開催日時・場所	令和3年4月23日(金) 18:00~19:15 多摩市役所西第1・2会議室	
参加委員	参加委員11名 学識経験者：伊藤裕夫氏、桑谷哲男氏、浜田弘明氏、若林朋子氏 市民委員：石坂氏、今井氏、岩佐氏、柴田氏、新倉氏、牧田氏、渡辺氏	
出席職員	くらしと文化部長、文化・生涯学習推進課長、文化施策担当課長、事務局3名	
主な内容	開会	資料の確認
	次第1	前回の振り返り
	次第2	条例（委員会案）について
	次第3	パブリックコメント市民説明用の動画について
	次第4	今後のスケジュール
議題	主な意見（●事務局、◎委員長、○委員）	
次第1 前回の振り返り	<p>①第6回委員会要点録の確認⇒承認</p> <p>②前回の振り返り</p> <p>◎骨子案の取りまとめを行い、特に「表現・創造の担い手」や「鑑賞者・観客」の表記について多くの意見があった。また、項目10の市立文化施設の位置づけにおいて、パルテノン多摩の役割についても意見があった。さらに、条例名について話し合い、最終候補として2つに絞った。</p>	
次第2 条例（委員会案）について	<p>●「資料32 多摩市みんなの文化芸術条例（委員会案）」について</p> <p>①以下の理由により、条例名が「多摩市みんなの文化芸術条例」に決定</p> <p>(1)市民に親しみある条例にするため「みんなの」という表現を入れた。</p> <p>(2)「文化」だけでは市民にとってどんな文化か理解しづらいため「文化芸術」とした。また、「文化芸術」は国の文化芸術基本法でも使用されている言葉であり、他自治体も多く使用されていることから、その状況下で理由なく使わないことは不自然であると判断した。</p> <p>②条例の内容に関し変更した点について</p> <p>(1)前文を資料32の通りまとめた。</p> <p>(2)「表現・創造の担い手」から「表現活動の担い手」に変更。表現と創造では次元が違う表現であるため、「表現活動の担い手」とし、第2条第2項の表現活動の担い手の用語の説明においては、創造や表現活動として説明する。</p> <p>(3)「鑑賞者・観客」から「鑑賞者又は享受者」に変更。「鑑賞者・観客」では、文化や芸術を享受する対象者が狭い印象になるとの意見があり、再考した。</p> <p>(4)第10条を「市立文化施設の位置づけ」から「多摩市立複合文化施設の位置づけ」とし、パルテノン多摩の役割を記載することで整理した。</p> <p>◎変更した点について補足する。条例名の「みんなの」という表現は、他にも以下のような意味をもたせている。</p> <p>多摩ニュータウン開発により全国からきた人々と、昔から多摩の土地に住んでいる人々が、50年にわたり、昔ながらの文化を大切にしながらも新しく作ってきた文化があり、それこそが多摩市らしい独自性のある文化になっている。そして、対象を乳幼児から高齢者のあらゆる人としており、「みんなの」多摩市らしい独自性のある文化を「みんなで」発展させていくことを強調したいという趣旨がある。</p> <p>◎「表現活動の担い手」について、「創造」という言葉を入れたらどうかとの意見があったが、創造は人間の能力であり、その成果を多くの人たちにどう表現し共有するのか、表現する権利や環境について法や条例などで定めていくべ</p>	

次第2
条例（委員会案）
について

き事項であると考えている。よって、創造という言葉は説明などで使用するが、定義は「表現活動の担い手」とした。

◎第3条の基本理念は第8項まであり、ここまで詳細に記載している条例は珍しく、一つの特徴と言える。

◎第7条の子どもたちのための取り組みについて、「学校」という言葉を用い定義してほしいとの意見があったが、第3項を追加して「成長期における子どもたち」という表現を用いて記載している。

◎第10条の多摩市立複合文化施設の位置づけについて、「多摩市立複合文化施設」という固有名詞を用いて定義することは他自治体の条例でもほとんど例がなく、どう整理していくかを議論してきた。また、市の文化施設は、公民館・学校・コミュニティセンターなど他にもあり、どうするかとの話もあった。そこで、「多摩市立複合文化施設は他の文化施設や市民活動施設と連携し」と整理した。

◎改めて感想も含めご意見があれば、お願いしたい。

○前文の2段落目の「文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれる」という表現を入れることができ良かった。人々の心が弱くなっている時に、絵画やコンサートを鑑賞し、文化芸術に触れることは、まさに心に潤いをもたらし、元気で安らかな気持ちになるきっかけとなる。特にコロナ禍で、文化芸術は私たちの生活になくてはならないものであるという使命をもって関わることができた。

○昔から絵や写真が好きで、以前は都内の展覧会に出品していた。そのうち、多摩市民文化祭で絵の公募があることを知り、応募することをきっかけに、多摩市文化団体連合に関わっていくことになった。多摩ニュータウン開発と同時期に設立した団体であるため、50年活動している団体だが、当初から関わっている人々が現在も活躍している。文化芸術に関わるといつまでも元気でいられることを目の当たりにしており、そういうことも伝えていきたい。今回の条例を定めたことで、行政や市民が文化芸術を振興するために責任感をもって取り組んでいき、多摩市がもっと賑やかな街になると良い。

○条例名に「みんなの」という言葉があることが良い。この条例が使われていくうちに「みんなの」ものであることが、だんだんと市民に浸透することを願っている。また、経済は重要であるが、経済の発展を考えるあまりに文化芸術がないがしろにされてはならない。コロナ禍では特にそう感じている。今回の条例は、何度も読み込んで意見を出してきたが、よくまとまった文章になったと感じている。

○大学で音楽の歴史を学んでいたため、その視点から考えてきた。ただし、文化芸術はより幅が広いテーマなので、少し距離を取って考えることもでき、良い経験となった。現在、子どもたちに音楽を教えているが、このコロナ禍で通常とは違うやり方をしなければならず、工夫をして行っている状況である。しかし、子どもたちは楽しそうにいきいきとやってくれており、音楽の力を感じている。この条例では、子どもたちが文化芸術に触れることを大切にしており、その点も良かったと考えている。

○第4条第1項に、「表現活動の担い手として活動する権利を有する」とあるが、権利だけでなく、表現活動の担い手の主体性や自律性を期待することも触れられていると良いのではないかと。また、文化芸術振興において時に多額の費用がかかる場合もあるが、パルテノン多摩が補助のみをする施設という印象を

次第2
条例（委員会案）
について

受けないようにしたい。

○この条例は、実際に多摩市で文化芸術活動をしている方が加わり議論し、作られている点が素晴らしい。さらに、第6条第5項「市は、公正及び中立な立場において、創造・表現の自由の保障に努めるものとする」は市の英断であったと考える。ここ数年、全国で文化施設の展示活動における行政や政治関与で気になる事例があったため、この条文が注目されるのではないかと。さらに、気になる点について2点述べる。1点目は、前文で200字続けて読点がない箇所があるため、理解しづらく、簡潔に表現したい。2点目は、第2条第2項第1号の「生業」の有無というのは、文化芸術活動を生業としてやっているかどうかという意味なのか。

◎生業の有無という表現は、当初「プロまたはアマチュアに関わらず」と表記していたものであり、それを日本語で置き換えたという趣旨である。

○第7条第1項第3号において「学校」を入れてほしい。義務教育に文化芸術の機会を明記することで、経済格差による体験格差や、親の考え方の差があっても、子どもたちに広く提供することができる。学校の現場も色々大変かと思うが、文化芸術は子どもの創造性を育てるものであり、学校の方針と合致すると考える。

また、第10条について、「文化芸術の振興並びに市域への経済効果」の2つを並列に記載している。どちらが重要な読み手によって違うため、方針が変わることを危惧している。民間企業だと経済優先になるが、市の施設であるパルテノン多摩が経済効果を最優先すると方向を間違えると思う。並びではなく、文化芸術を行うことによって経済効果が生まれていくという優先順位をつけていくべきである。

○条例名は個性的だと感じた。文化庁が公表している全国の文化条例一覧に列記された時、多摩市の条例名は目に留まりやすいだろう。また、この条例の大きな特徴は、市民の文化的権利を目的として明示していることなので、第1条（目的）の2行目に「市民の基本的な権利と役割及び市の役割」というように、「市民の権利」を明記してよいのではないかと。さらに、「基本的な権利」とつけることにより、懸念点として指摘のあった、権利を盾に何でも主張する事態は避けられるのではないかと。そして、第10条について、パルテノン多摩の位置づけとして「効果」という言葉を用いると、効果を数値等で具体的に示す必要が出てくる。この条文では、効果の重要性を謳うものではないため、「文化芸術の振興及び福祉又は経済に寄与する施設」という表現はどうか。文化芸術の振興が、ひいては人がより良く生きるという福祉の面や、さらに雇用促進といった「稼ぎ、儲けだけではない経済」にも寄与するという言い方ができれば、いろいろな観点から成果を検証できるのではないかと。

○舞台に立つ者として、市町村や都道府県の支援なしでは成り立たない文化芸術活動を多く目にしてきた。予算の都合もあるかと思うが、支援を打ち切られて、素晴らしい文化芸術活動がなくなっていく状況を見てきた。この条例の内容は、今までの議論が活かされており、良いものが出来たと感じているが、条例を作ることがゴールではなく、これから先、この内容が有意義に活用してほしい。

○国内の公立文化施設が抱える課題として、市民に対して何ができるかを考えると、文化芸術に関与し恩恵を受ける市民はそれほど多くなく、いかにその他の市民のための施設となれるかという点があるのではないかと。それは、劇場があることで、市外からも人々が訪れ、劇場付近のお店を使うことによって、街が賑わうことではないかと。よって、文化芸術を使って地域を活性化することは、公立文化施設において大きな役割であり、公立文化施設は地域に寄与する

<p>次第2 条例（委員会案） について</p>	<p>地域密着型の施設であるべきである。 さらに、第7条の子どもたちの取り組みについて記載しているが、改めて乳幼児から文化芸術に触れる重要性を強調しておきたい。</p> <p>◎資料32の委員会案を本日、取りまとめとさせて頂き、今回出た意見は、委員長、副委員長、事務局に委任して頂き、再度検討していきたい。委員の多大なるご協力を頂き、ありがとうございました。</p>
<p>次第3 パブリックコメント 市民説明用の動画配信 について</p>	<p>●「参考資料4 パブリックコメント市民説明用の動画について（企画書）」 に記載の通り、パブリックコメントを6月1日～21日まで実施する。できる限り多くの市民に条例を知ってもらうため、同時期に市民説明用の動画を実施する。10分構成を予定しており、条例の説明だけでなく、実際の市民文化活動を紹介することで一般の市民に興味をもってもらえる工夫をしている。</p> <p>◎市民に関心をもってもらうことが第一歩であり、動画を配信していく。意見があればお願いしたい。</p> <p>○10分は長いのではないか。パブコメ参加の「つかみ」として制作するのであれば5分を切る短さで良いのではないか。ポイントを絞り、文字で表記できるものは話を省略し、なるべく短くした方が良い。</p> <p>○視聴者のコメントは入れられるのか。</p> <p>●多摩市公式YouTubeチャンネルに公開するが、コメントは入れられない仕組みとなっている。</p> <p>○多摩市公式YouTubeを見たが、時間が長いものは視聴回数も少ない。どう端的に説明するかが大切になる。</p> <p>○市民がYouTubeを見ていて、その動画にたどり着く可能性は非常に低いのではないか。つまり、「ここにこんな動画がありますよ」と周知しないといけない。興味のある人であれば多少時間が長くても見てくれるのではないか。</p> <p>◎事務局や委員にも動画の周知の協力をお願いしたい。</p>
<p>次第4 今後のスケジュール</p>	<p>●条例は令和4年4月1日施行を予定しており、それに合わせ、リーフレットを作成し、たま広報、市HP、公共施設等にて周知を行っていく。また、令和4年度は（仮）策定委員会を設置し、1年間で10年を見越したビジョンを策定する予定である。そして、令和5～6年度に同じ策定委員会で、ビジョンを基にした計画を策定し、計画は令和7年度から開始する予定である。さらに、令和7年度は外部委員会を設置し、年度ごとに評価などを実施していくスケジュールとなっている。</p>
<p>その他 第8回委員会につい て</p>	<p>第8回委員会について 8月上旬（予定） パブリックコメント報告、原案報告</p>